

Title	部落問題の研究と展開 : 山口県地域を中心とした実証的史的分析
Author(s)	布引, 敏雄
Citation	大阪大学, 1991, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/37818
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名・(本籍)	ぬの 布	びき 引	とし 敏	お 雄
学位の種類	文	学	博	士
学位記番号	第	9848	号	
学位授与の日付	平成3年6月29日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
学位論文名	部落問題の研究と展開—山口県地域を中心とした実証的史的分析—			
論文審査委員	(主査)	教授 脇田 修		
	(副査)	教授 芝原 拓自 助教授 平 雅行		

論文内容の要旨

本論文は、二部からなっている。第一部は「長州藩における部落の成立と展開」と題したもので、『長州藩部落解放史研究』（1980年、三一書房）として先に刊行したものであり、長州藩における部落の成立から明治維新にいたる歴史を、3章14節にわたって分析している。第二部は「山口県融和運動史」と題したもので、『融和運動の史的分析』（1989年、明石書店）として刊行されたものであり、山口県における近代部落解放運動を、主に部落改善運動・融和運動に焦点をあてて、5章30節にわかって検討している。第一部は本文330ページ、第二部は305ページ、A5版で600ページを越える労作である。

第一部は、序章において、長州藩の被差別部落（以下、部落という）について、その概況を述べる。さて第一章は「被差別部落の成立」に関する問題を取りあげている。まず中世の大内氏支配下における賤民の存在形態を検討し、部落との関連については論証できないものの、現存する史料に広くあたって、その実態を明らかにしている。そして部落の成立は、長州藩が設置されて以後のことであるとし、それを17世紀半ば雑多な中世的賤民が「穢多」の名称に集約されるようになり、身分的に把握されるようになったことに求めている。ついで「垣之内」の地名をもつ村について検討し、これが部落と関係があること、それは計画的に一般村より隔離されてつくられ、この村名は垣根によって囲まれた景観によるものとした。また17世紀後半、藩は皮革の確保のため、各部落に「特牛皮」（こっとい皮）の納入を命じているが、それは斃牛馬処理権とその場所（芝）の成立と一致しているであろうとしている。そして斃牛馬処理の実体についても、具体的に明らかにしている。

第二章は「部落差別の展開」と題するが、まず長州藩における雑多な被差別民の実態を分析する。1712年（正徳2）藩は茶釜・宮番・道之者・遊君などは穢多の類とする法令をだしたが、このように多くの被差別民がいたのであり、それを藩は穢多の同類としたのであった。本論文では非人・宮番・

犬取り・徳定・角定とよばれた被差別民の実態を明らかにし、広く長州藩における差別状況を検討している。ついで長州藩における差別意識の拡張を明らかにし、さらに幕末になるとともにその差別のなかで、身分を越えた愛を貫いたものや、「脱賤」の道を歩んだものがいたことを述べている。

第三章は、「解放への胎動」としているが、一では長州藩の天保2年大一揆に随伴しておこった、いわゆる穢多騒動をとりあげて民衆の意識状況を分析する。皮革などの「穢」れたものを運搬すると、暴風雨がおこり収穫が悪くなるという迷信があり、それが一揆のひき金になるのであるが、これらを含む差別意識について、克明な検討をしている。ついで二においては部落民の生業について、とくに農業と土地所有を検討する。長州藩では部落民は基本的に田畠所有体系からはずされているが、19世紀以後、部落民の意欲によって、小作農としてではあるが、農業への進出が一般的となっているとする。三は長州と薩摩との間でおこなわれた牛馬骨の交易の実態を明らかにし、それによって巨富をえた者がいたことを論証する。そのなかの人物は後に述べる維新団の代表的存在であった。四の「高須久子と吉田松陰」は、藩の革新派の精神的指導者であった松陰に大きな影響を与えた女性について紹介したものである。松陰には被差別民である宮番の女性登波の敵討ちを賞賛した著作があり、その教え子吉田稔麿によって被差別民の軍事的登用がなされたが、このように開明的な松陰の思想は、久子との出会いによるところが大きいことを述べている。高須久子は武士階級の家でありながら、寡婦となったのち、被差別身分の者と恋愛した疑いで投獄されていたが、ここで松陰と知ったのであった。五・六は、幕末長州藩における被差別部落民諸隊の活動の分析である。攘夷戦争をおこなった長州藩では、藩内民衆の軍事的動員をおこない、諸隊を創設したが、そのなかで吉田稔麿は被差別身分から「解放」を条件に、彼らの登用を献策して、「屠勇」の者の募集をおこなった。そして部落民による維新団・一新組の隊が創設され、さらには山代茶釜中や上関茶釜隊が成立した。とくに注目されるのは上関茶釜隊のことで、指導者の金作は自主的に隊を編成し、「賤しき者」の自覚的連帯をもって、身分解放をめざしたこと、このような性格をもった行動のため、藩は警戒して金作を捕らえ、上関茶釜隊は消滅したことを明らかにしている。また一新組と大庄屋時政亀蔵の関係や、幕長戦争にあたって、これら被差別民諸隊が華々しい活躍をおこなったことを述べるとともに、隊員は一時的に身分からの「解放」はあったが、現実には差別的取扱いをうけた。穢多身分であった戦死者については屠卒と記し招魂場に祀られなかったことなどの事実を明らかにしている。そして第一部の末尾には、33ページにわたる詳細な長州藩における部落史年表をつけて、理解に役立てている。

第二部は山口県の融和運動について分析している。第一章は、明治中期にはじめられた部落改善運動について述べる。それは部落に対して、「一般多数者」より欠陥として指弾されている、粗暴・無教養・怠惰・不衛生などの生活態度を改善することによって、差別の解消は可能とする立場にたっている。もちろんそれは差別者と差別の真因を追及しないものであるが、近代における部落解放をめざす運動の始まりであった。この改善運動は、山口県では全国的にも早く開始されたが、それをになった河野諦円・赤松照幢らの僧侶や、部落内の資産家の活躍を述べている。そしてそれらの運動の限界を知ることによって、やがて水平運動・融和運動が展開するとしている。

第二章では、まず1922年全国水平社の創設とその影響を述べる。水平運動は部落解放は被差別部落

民自身の手で獲得されるものであること、差別者に対する徹底的糾弾をおこなうことなどを運動の基本とし、また社会主義の影響をうけて、差別の原因を個人的な意識を越えた社会構造の問題であるとする者も少なくなかった。これに対して政府などは警戒を強め、水平運動に対抗する運動団体の育成をはかった。そして山口県においては、1924年に半官半民の融和運動団体である山口県一心会が設立された。融和運動は水平運動に対抗するとともに、かつての部落改善運動とも異なり、運動の対象および主体を全国民に拡大し、その反省を求めようとするものであった。とくに山口県一心会は姫井伊介が指導して、水平運動とは異なるものの、それを敵視せず、「相助」の関係を保とうとしたことが特色であったとしている。

第三章では、姫井の思想などを分析して、山口県における融和運動の思想状況を明らかにしようとしている。彼は小企業の社主であるが、米騒動やロシア革命を見聞し、労資対立の深刻さに考えるところがあったが、そのため労資協調主義にたつて社会事業をおこない、融和運動に取り組んだのであった。彼は有馬頼寧の指導する同愛会の系統に属し、部落問題は差別する側つまり「一般多数者」側の問題であるとして、一般の反省を求める立場にあった。これは部落問題を国民全体のものとして提起する意義があったが、それを姫井は自他解放運動であるとし、「自己ノ罪ヲ知ルコトハ、差別者ヲ救ヒ、同時ニ被差別者ヲ救フノデアリマス」と述べていることも指摘している。

第四章では、昭和に入ってから融和運動の変質をとりあげる。1930年の世界恐慌ののち、融和運動は中央融和事業協会の統制が強められ、「一般多数者」を啓発・反省を求める運動から、「内部少数同胞」を対象として「内部自覚」「経済更生」が運動のスローガンとして掲げられるようになったとする。そしてこのような方向で、山口県一心会青年連盟が結成され、また部落経済更生運動が組織された。このなかで政府がおこなった地方改善応急施設費補助事業は、恐慌に苦しむ部落民の生活要求に応える側面をもっていたために、融和運動は伸展し水平運動は弱体化した。水平社内部に解消の意見がでたり、部落委員会といった組織の必要性が論じられたのには、このような背景があったとする。ついで経済更生活動のモデル的活動として、松木淳・桂哲雄によって指導された島光社セツルメントの実践を明らかにしている。また山口県社会課の木村堯は先の補助事業の打切り問題のなかで、融和事業完成十ヶ年計画の策定を主張した。

第五章では、日中戦争の開始後の運動の状況を述べる。融和運動の指導者姫井は地方における戦時「革新」派となり、戦争協力の道を歩みはじめ、同胞解放同志会を創設し、ついには水平社の一部を吸収して皇民会の結成をおこなっている。また島光社の指導者で元労農派の活動家であった桂哲雄は、部落民と一般民を半々とする山口村開拓団をつくって、満州移民を計画した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、山口県における部落問題について、その成立から近代にいたるまでの重要な問題を取りあげたものである。山口県には、戦国から近世における雄藩長州藩があり、明治維新においても重要

な役割を果たした地域である。そして近代以後も、藩閥のお膝元として特別な地位を占めた。したがってこの地域における部落問題の推移は、全国的な意味でも重要な地域に属する。筆者は山口県文書館に勤務し、同館に保管される膨大な長州藩藩政文書や明治以降・現代にいたるまでの県庁公文書を自由に閲覧し、また山口県教育委員会の同和教育関係資料調査収集事業の専門委員として県内市町村の役場文書や図書館資料などを調査した。その間に培った人間関係によって、多くの人々から聞き取り調査をおこなって、運動の細部までも分析しえたのも、その特色であった。

また筆者が本論文に取り組んだ時期は、部落史研究が飛躍的發展をとげた時期にあたっているが、なかでも山口県の部落史研究は、豊富な資料の存在とあいまって、日本でも有数の研究水準の高い地域に属する。そのなかで、筆者はつねに研究をリードしてきたすぐれた研究者であった。本論文は、この筆者の研究成果をまとめたもので、山口県部落史に関する最初の本格的な研究書であり、被差別民の成立から近代の太平洋戦争期にいたるまでの流れを、独力で明らかにした労作である。

まず本論文は、あくまでも実証を重んじて、多くの新事実を明らかにした。一部における、長州藩における斃牛馬処理権の研究、非人・宮番・犬取りの実態、薩摩との牛馬骨の交易、高須久子の紹介、被差別民諸隊の活躍とその顛末、なかでも上関茶釜隊と金作の事績を明らかにしたことは、本論文のすぐれた成果である。また二部の研究についても、もともと近代部落史研究の主流が水平運動の研究にあって、改善運動や融和運動をとりあげることはほとんどなかった状況のなかでなされた。したがって融和運動の研究は、最近においてはじまっただにすぎないし、事実、刊行された本格的な研究書は、本論文を含めて、二、三にとどまっている。その意味で、本論文は融和運動の研究分野における大きな貢献であり、もちろん山口県における部落解放運動の研究として、最初のまとまった研究書であるといえることができる。そして山口県における河野諦円・赤松照幢らの先駆的活動や姫井伊介・桂哲雄らの運動における軌跡を明らかにしているのは、すぐれた成果であった。

また筆者は、従来の通説にとらわれず、柔軟な思考をもって史実を追及している。たとえば天保大一揆は藩の産物取立政策に反対して起こったが、それとともに部落民への差別意識が引き鉄に利用されており、それが穢多村襲撃という悲劇ともなったのであるが、この背景として部落民の経済的發展があり、それが差別意識とあいまって農民の恐怖と反発を買ったとする点などは、その一例である。

つぎに本論文は、実証的研究を通じて、部落史研究における多くの論点について、理論的問題提起をおこなっている。70年代以降の部落史研究においては、部落民が土地所持から疎外されているといった通説を否定して、土地所持の事実を明らかにしてきた。筆者は、本来、部落民は幕藩体制の下において、土地を所持し農業をおこなう存在であったか、という問題を改めて提起し、長州藩やその支藩の法令から検討して、本来、部落民は身分として土地所持を認められていないことを主張した。また近代における部落改善運動・水平運動・融和運動のそれぞれについて特質を明確にし規定をあたえているのも、重要な提案であった。

このように本論文は、部落史研究におけるすぐれた実証的成果であり、その実証に支えられて、理論的な問題にも取り組み、運動や個人の評価も的確であるといえる。もちろん長州藩藩政史や山口県県政史のなかで部落の展開を位置づけることなど、さらに深めるべき問題は指摘できるが、本論文が

全国的にみても重要な地域における部落の歴史を包括的に研究し、とくに主要な諸問題を精細に検討して、部落史研究に大きな貢献をおこなったことは明らかであろう。その意味で本論文は新しい部落史研究の水準を生み出した成果である。本研究科委員会は、学位請求論文として十分に価値のあることを認定するものである。